

世田谷区告示第495号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 番号

44-Z003

2 区間

世田谷区成城二丁目14番1地先無番から14番1地先無番まで

3 廃止の期日

令和8年6月30日

案内図



廃止する区管理水路

街区

成城二丁目 3 番

